

令和 7 年 3 月

宇土市議会定例会議案

令和 7 年 2 月 28 日招集

令和7年3月市議会定例会議案目次

番号	議案名	ページ
議案第11号	宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第12号	宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例について	2
議案第13号	宇土市職員の育児休業等に関する条例及び宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第14号	宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第15号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	6
議案第16号	宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第17号	宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第18号	宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第19号	宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	10
議案第20号	宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について	12
議案第21号	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	13
議案第22号	宇土市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について	14

議案第23号	宇土市下水道条例の一部を改正する条例について	15
議案第24号	宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第25号	宇土市網田焼の里資料館条例の一部を改正する条例について	21
議案第26号	宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について	23
議案第27号	辺地総合整備計画の変更について	24
議案第28号	指定管理者の指定について	28
議案第29号	令和6年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について	29 別冊
議案第30号	令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	〃
議案第31号	令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	30 別冊
議案第32号	令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	〃
議案第33号	令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について	31 別冊
議案第34号	令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について	〃
議案第35号	令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第4号）について	32 別冊

議案第36号	令和7年度宇土市一般会計予算について	33 別冊
議案第37号	令和7年度宇土市国民健康保険特別会計予算について	〃
議案第38号	令和7年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について	34 別冊
議案第39号	令和7年度宇土市介護保険特別会計予算について	〃
議案第40号	令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について	35 別冊
議案第41号	令和7年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について	〃
議案第42号	令和7年度宇土市水道事業会計予算について	36 別冊
議案第43号	令和7年度宇土市下水道事業会計予算について	〃

議案第11号

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇土市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第12号

宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例について

宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元松茂樹

宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例

宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和51年条例第32号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

本条例は、職員の人事の刷新と行財政の合理化を図るため、当分の間の特例として制定されたものであり、制定から約50年を経過している状況を鑑み廃止する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号

宇土市職員の育児休業等に関する条例及び宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市職員の育児休業等に関する条例及び宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元松茂樹

宇土市職員の育児休業等に関する条例及び宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第3項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中」を「及び前2項中」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第8条の3第1項中「第15条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条にお

いて「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(令和3年法律第76号)の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第14号

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇土市一般職の職員の給与に関する条例（平成12年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項を次のように改める。

5	1 課長の職務 2 事務総括及び技術総括の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐及び主幹の職務 4 指導主事の職務
---	--

別表第2の6の項中「指導主事」を「主任指導主事」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

令和7年度から任期付指導主事を任用するに当たり、等級別基準職務表を見直す必要があるため条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「現職の」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

附属機関の委員の報酬額に関し、要件を見直す必要があるため、条例を改正する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第16号

宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例（平成29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考を次のように改める。

備考

- 1 時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用者の過半数が市外居住者の場合の使用料は、本表に定める額の10割増とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

宇土市網津防災センターの市外居住者の使用料を規定するため、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号

宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第7条第2項第3号中「かかる」を「係る」に改め、同項第5号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号

宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険税条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「並びに」を「及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削る。

第3条第1項中「100分の8.3」を「100分の8.04」に改める。

第4条中「22,000円」を「27,600円」に改める。

第5条第1号中「22,000円」を「18,900円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「9,450円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「14,175円」に改める。

第6条中「100分の2.6」を「100分の3.16」に改める。

第7条中「7,200円」を「10,700円」に改める。

第7条の2第1号中「5,800円」を「7,400円」に改め、同条第2号中「2,900円」を「3,700円」に改め、同条第3号中「4,300円」を「5,550円」に改める。

第8条中「100分の2.3」を「100分の2.87」に改める。

第9条中「8,800円」を「18,600円」に改める。

第9条の2を削る。

第23条第1項第1号ア中「15,400円」を「19,320円」に改め、同号イ(ア)中「15,400円」を「13,230円」に改め、同号イ(イ)中「7,700円」を「6,615円」に改め、同号イ(ウ)中「11,550円」を「9,923円」に改め、同号ウ中「5,040円」を「7,490円」に改め、同号エ(ア)中「4,060円」を「5,180円」に改め、同号エ(イ)中「2,030円」を「2,590円」に改め、同号エ(ウ)中「3,010円」を「3,885円」に改め、同号オ中「6,160円」を「13,020円」に改め、同号カを削り、同項第2号ア中「11,000円」を「13,800円」に改め、同号イ(ア)中「11,000円」を「9,450円」に改め、同号イ(イ)中「5,500円」を「4,725円」に改め、同号イ(ウ)中「8,250円」を「7,088円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「5,350円」に改め、同号エ(ア)中「2,900円」を「3,700円」に改め、同号エ(イ)中「1,450円」を「1,850円」に改め、同号エ(ウ)中「2,150円」を「2,775円」に改め、同号オ中「4,400円」を「9,300円」に改め、同号カを削り、同項第3号ア中「4,400円」を「5,520円」に改め、同号イ(ア)中「4,400円」を「3,780円」に改め、同号イ(イ)中「2,200円」を「1,890円」に改め、同号イ(ウ)中「3,300円」を「2,835円」に改め、同号

ウ中「1, 440円」を「2, 140円」に改め、同号エ(ア)中「1, 160円」を「1, 480円」に改め、同号エ(イ)中「580円」を「740円」に改め、同号エ(ウ)中「860円」を「1, 110円」に改め、同号オ中「1, 760円」を「3, 720円」に改め、同号カを削り、同条第2項第1号ア中「3, 300円」を「4, 140円」に改め、同号イ中「5, 500円」を「6, 900円」に改め、同号ウ中「8, 800円」を「11, 040円」に改め、同号エ中「11, 000円」を「13, 800円」に改め、同項第2号ア中「1, 080円」を「1, 605円」に改め、同号イ中「1, 800円」を「2, 675円」に改め、同号ウ中「2, 880円」を「4, 280円」に改め、同号エ中「3, 600円」を「5, 350円」に改め、同条第3項第6号中「第9条の2」を「第9条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の宇土市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 20 号

宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について

宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

宇土市放課後児童クラブ施設条例（平成 22 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

宇土東小学校児童クラブ施設	宇土市築籠町 4 6 番地 2
---------------	-----------------

」を

「

宇土東小学校児童クラブ施設	宇土市築籠町 4 6 番地 2
宇土東小学校第 2 児童クラブ施設	宇土市築籠町 4 6 番地 2

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

宇土東小学校敷地内に新たに宇土東小学校第 2 児童クラブ施設を創設するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 21 号

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 22 号

宇土市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について

宇土市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例

宇土市農業振興地域整備促進協議会条例（昭和 45 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「農林水産課」を「農林政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

市組織の見直しに伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第23号

宇土市下水道条例の一部を改正する条例について

宇土市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市下水道条例の一部を改正する条例

宇土市下水道条例（昭和54年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第7号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第24号

宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第4条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木

科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
 - (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
 - (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
 - (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
 - (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
 - (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
 - (12) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者
- 2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4

号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とする。

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者につい

ては4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
 - (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令

第45号) の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第25号

宇土市網田焼の里資料館条例の一部を改正する条例について

宇土市網田焼の里資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市網田焼の里資料館条例の一部を改正する条例

宇土市網田焼の里資料館条例（平成7年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第6条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第9条を第12条とする。

第8条第1項中「置く」を「置くことができる」に改め、同条第2項第2号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、教育委員会」に改め、同条を第11条とする。

第7条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第8条 資料館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により資料館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「宇土市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の業務）

第9条 前条第1項の規定により指定管理者に資料館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第1条に規定する設置目的に基づく資料館運営の企画立案に関する事。
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する事。
- (3) 資料館の維持管理に関する事。
- (4) 資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が資料館の管理上必要と認める業務

（利用料金）

第10条 第8条第1項の規定により指定管理者に資料館の管理を行わせる場合には、前条に掲げる業務のほか、当該指定管理者に資料館の利用料金を收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、第5条第2項の規定に準じて、利用料金を減免することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

宇土市網田焼の里資料館に指定管理者制度を導入するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 26 号

宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

宇土市地域コミュニティセンター条例（平成 24 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 花園コミュニティセンターの表備考に次の 1 項を加える。

5 使用者の過半数が市外居住者の場合の使用料 A は、10 割増とする。

別表第 1 の 2 網田コミュニティセンターの表備考に次の 1 項を加える。

5 使用者の過半数が市外居住者の場合の使用料 A は、10 割増とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宇土市地域コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

花園コミュニティセンター及び網田コミュニティセンターの市外居住者の使用料を規定するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 27 号

辺地総合整備計画の変更について

宇土市の辺地総合整備計画(令和 5 年 12 月 15 日策定)の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

辺地に係る総合整備計画を変更するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

辺地別公共的施設整備計画（令和6年度から令和10年度までの5年間）の表中

「

辺地別公共的施設整備計画（令和6年度から令和10年度までの5年間）

(単位：千円)

25

辺地名	施設名	計画年度	事業計画	事業費	財源内訳		
					特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
網田辺地	道路	6～10	道路改良舗装 L=3, 200m、W=5.0m (一部W=6.5m) 道路新設工事 L=160m、W=5.0m	755,000		755,000	755,000
	農道	6～10	農道拡幅工事 L=600m、W=約6.5m	335,000		335,000	335,000
	防火水槽	6～10	40t耐震性 防火水槽設置	11,000		11,000	11,000
	防災基盤整備	6	小型動力ポンプ付 積載車購入	9,042		9,042	9,000
	千潟景勝地 展望広場整備	6～7	景勝地展望所A=3, 700m ² 景勝地展望施設一式 休憩施設一式	340,700		340,700	340,700
	網田レトロ館 耐震改修	6	耐震改修工事 及び工事監理	90,500		90,500	90,500
	網田コミュニティ センター建設事業	6	工事監理、建設工事、 登記手数料、事務費	558,470		558,470	470,700
網津辺地	道路	6～10	法面対策工事 L=100m、H=3.0m 道路改良舗装 L=500m、W=4.0m	66,000		66,000	66,000

花園辺地	道路	6～9	道路改良舗装 L=400m、W=7.0m	40,000		40,000	40,000
		合計		2,205,712	0	2,205,712	2,117,900

」を

「

辺地別公共的施設整備計画（令和6年度から令和10年度までの5年間）

(単位：千円)

辺地名	施設名	計画年度	事業計画	事業費	財源内訳		
					特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
網田辺地	道路	6～10	道路改良舗装 L=3,020m、W=5.0m (一部W=6.0m、W=6.5m) 道路新設工事 L=160m、W=5.0m	871,600		871,600	871,600
	農道	6～10	農道拡幅工事 L=600m、W=約6.5m	335,000		335,000	335,000
	防火水槽	6～10	40t耐震性 防火水槽設置	11,000		11,000	11,000
	防災基盤整備事業	6	小型動力ポンプ付 積載車購入	9,042		9,042	9,000
	干潟景勝地 展望広場整備事業	6～7	景勝地展望所A=3,700m ² 景勝地展望施設一式 休憩施設一式	372,200		372,200	372,200
	干潟景勝地戸口 駐車場整備事業	7	道路整備工事 L=134m 測量設計一式（駐車場、照明 灯、トイレ） 駐車場整備工事A=2,250m ² 照明灯整備工事一式 トイレ整備工事一式	122,000		122,000	122,000

	網田レトロ館 耐震改修事業	6	耐震改修工事 及び工事監理	90, 500		90, 500	90, 500
	網田コミュニティ センター建設事業	6	工事監理、建設工事、 登記手数料、事務費	558, 470		558, 470	470, 700
網津辺地	道路	6~10	法面對策工事 L=100m、H=3.0m 道路改良舗装 L=500m、W=4.0m	67, 100		67, 100	67, 100
花園辺地	道路	6~10	道路改良舗装 L=400m、W=7.0m	40, 800		40, 800	40, 800
合計				2, 477, 712	0	2, 477, 712	2, 389, 900

」に改める。

議案第28号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 管理を行わせる公の施設の名称

宇土マリーナ

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社グッドスタッフ

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 29 号

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）について

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 30 号

令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について

令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第31号

令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第32号

令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第33号

令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元松茂樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第34号

令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について

令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元松茂樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 35 号

令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 36 号

令和 7 年度宇土市一般会計予算について

令和 7 年度宇土市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 37 号

令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について

令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第38号

令和7年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について

令和7年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第39号

令和7年度宇土市介護保険特別会計予算について

令和7年度宇土市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 40 号

令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 41 号

令和 7 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

令和 7 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第42号

令和7年度宇土市水道事業会計予算について

令和7年度宇土市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第43号

令和7年度宇土市下水道事業会計予算について

令和7年度宇土市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。